

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1. 統計からみるひとり親家庭の現状

(1) 離婚件数・離婚率の推移

本市の離婚件数・離婚率の推移をみると、平成21年以降は減少傾向にあったものの、平成26年には増加に転じています。平成26年の離婚件数は1,046件、離婚率は2.08（人口千人対比）となっています。全国に比べると離婚率は高く、大阪府と比べても、平成25年までは府より低い水準で推移していましたが、平成26年には上回っています。

表 離婚件数と離婚率（人口千人対比）の推移

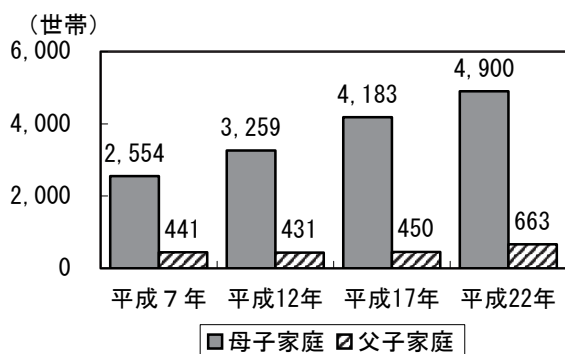
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
東大阪市	離婚件数（件）	1,134	1,174	1,172	1,118	1,077	982	1,046
	離婚率（‰）	2.24	2.32	2.30	2.20	2.12	1.94	2.08
大阪府	離婚率（‰）	2.37	2.37	2.39	2.37	2.16	2.08	2.06
全国	離婚率（‰）	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77

資料：厚生労働省、大阪府

(2) ひとり親世帯数の推移

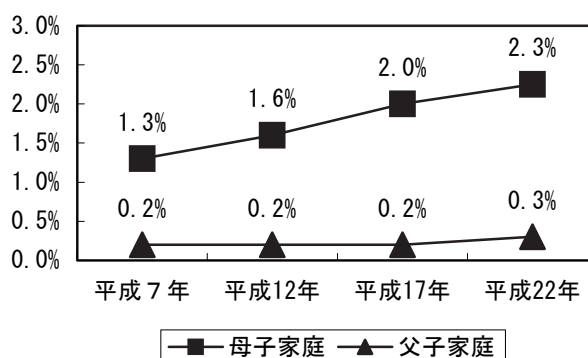
本市の母子家庭世帯数は、国勢調査によると平成7年から平成22年までの15年間で約2倍に増加しています。父子家庭世帯数は平成17年までほぼ横ばいで推移していましたが、平成22年に200世帯以上（約1.5倍）増加しています。平成22年では母子家庭は市内全世帯の2.3%、父子家庭は0.3%を占めています。

図 世帯数の推移



資料：国勢調査

図 全世帯に占める母子・父子家庭の割合の推移



資料：国勢調査

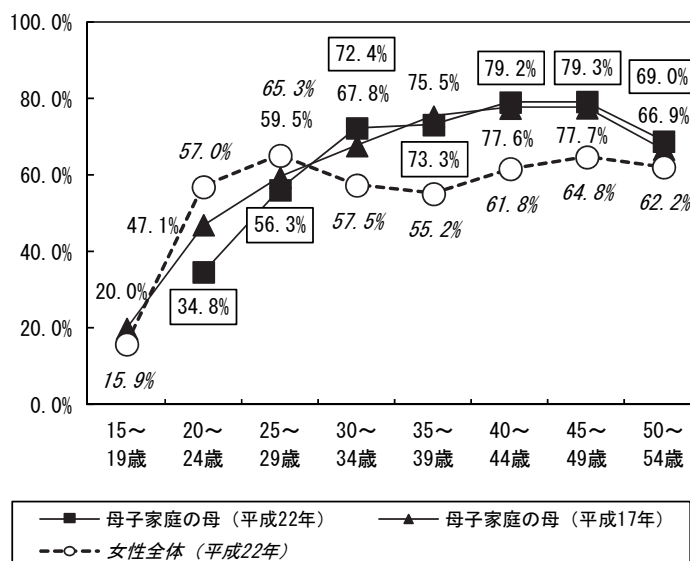
(3) 母子・父子家庭の就業率

本市の母子家庭と女性全体、父子家庭と男性全体の就業率を比較すると、30歳以上では、母子家庭の就業率が女性全体に比べて非常に高くなっていますが、29歳以下では、女性全体の就業率が母子家庭を上回っています。

また、母子家庭の就業率を平成17年と平成22年で比べると、25歳以上はおおむね同程度で推移していますが、24歳以下の就業率が12.3ポイントとかなり低くなっています。

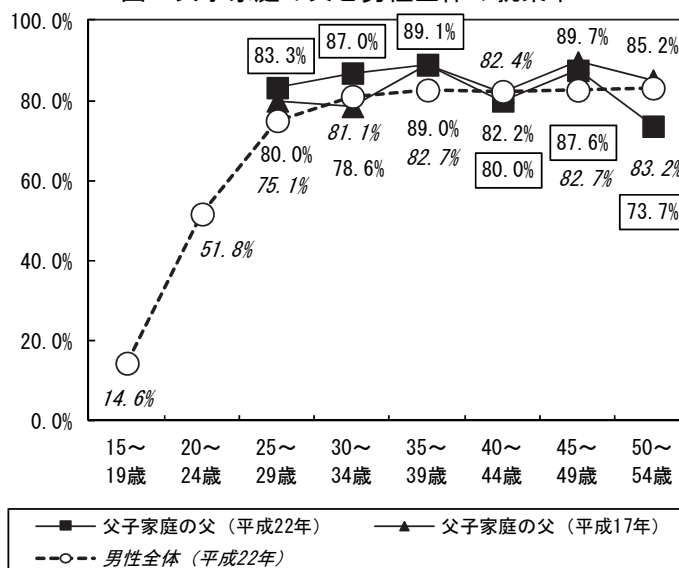
父子家庭の父の就業率は、25歳以上では大きな差異は生じていませんが、50歳以上では男性全体より10ポイント以上低くなっています。また、平成17年と平成22年を比べても、50歳以上の父子家庭の父の就業率が低い傾向となっています。

図 母子家庭の母と女性全体の就業率



資料：国勢調査

図 父子家庭の父と男性全体の就業率



資料：国勢調査

(4) 児童扶養手当受給資格者数

本市の児童扶養手当受給資格者数の合計は、平成22年まで減少傾向にありましたが、その後は増加に転じ、近年は6,200人程度で推移しています。なお、平成22年から平成23年にかけて受給資格者が大きく増加している要因として、平成22年8月より父子家庭に対しても児童扶養手当の支給対象となったことがあげられます。

表 東大阪市児童扶養手当受給資格者数の推移

		単位(件)						
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
支給	全額	4,034	3,884	3,913	4,163	4,205	4,235	4,127
	一部	1,602	1,591	1,696	1,785	1,763	1,724	1,738
	小計	5,636	5,475	5,609	5,948	5,968	5,959	5,865
支給停止		606	549	330	295	311	324	358
合計		6,242	6,024	5,939	6,243	6,279	6,283	6,223
対前年増減率(%)		101.7	96.5	98.6	105.1	100.6	100.1	99.0

資料：東大阪市、毎年4月末時点

(5) 生活保護受給母子世帯数

本市の生活保護を受けている母子世帯数は、平成26年3月では1,737世帯となっています。平成20年から平成24年までは増加傾向にありましたが、平成25年以降は減少に転じており、大阪府や国と同様の傾向がみられます。

また、本市の生活保護受給世帯に占める母子世帯の割合をみると、11.2%となっており、約9世帯に1世帯が母子家庭となっています。大阪府の水準よりもやや高く、全国の水準の1.7倍となっています。

表 生活保護受給母子世帯数の推移

		単位(世帯)						
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
東大阪市		1,758	1,739	1,822	1,874	1,921	1,835	1,737
	東福祉	344	350	367	370	386	357	347
	中福祉	625	592	607	613	621	583	554
	西福祉	789	797	848	891	914	895	836
大阪府		6,610	6,508	7,082	7,404	7,389	6,576	6,332
全国		94,266	94,771	103,195	110,096	112,728	111,776	108,399

※ 大阪府に政令市・中核市は含みません。

資料：東大阪市、福祉行政報告例、毎年3月時点

表 生活保護世帯の類型別割合

		単位(%)				
		全世帯	母子世帯	高齢者世帯	傷病者世帯	その他
東大阪市		100.0%	11.2%	45.9%	16.1%	26.8%
	東福祉	100.0%	13.4%	47.6%	9.7%	29.3%
	中福祉	100.0%	14.4%	42.6%	16.7%	26.3%
	西福祉	100.0%	9.1%	46.9%	17.7%	26.3%
大阪府		100.0%	9.9%	49.4%	16.3%	24.4%
全国		100.0%	6.5%	48.7%	16.0%	28.8%

※ 大阪府に政令市・中核市は含みません。

資料：東大阪市、福祉行政報告例、平成27年3月時点

(6) ひとり親家庭の貧困率（全国）

全国の傾向として、国民生活基礎調査の結果からひとり親家庭の貧困率をみると、子どもがいる現役世代のうち、大人が一人の世帯員の貧困率は平成9年以降減少傾向にありましたが、平成24年には増加に転じて54.6%となっています。

表 貧困率の推移（全国）

		単位（%、万円）					
		平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率		14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率		13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯		12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
	大人が一人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
	大人が二人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
名目値	中央値	297	274	260	254	250	244
	貧困線	149	137	130	127	125	122

注1：貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

注2：大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注3：等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

注4：名目値とはその年の等価可処分所得をいう。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

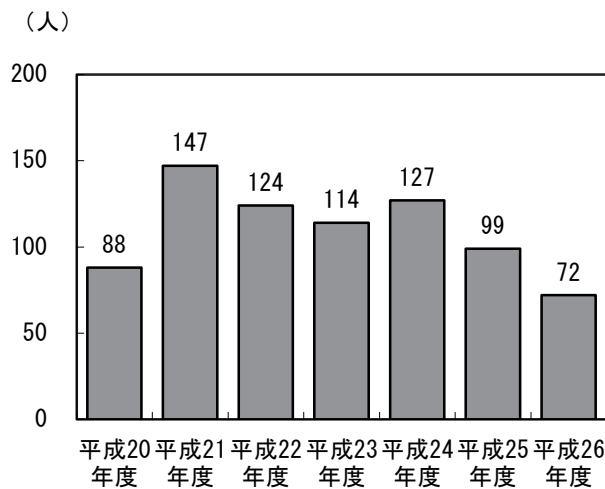
2. 第2次計画に基づく事業の実績及び評価

(1) 施策の方向1 就業の支援

「母子家庭等就業・自立支援センター」での就業相談者数は平成21年度に大きく増加しましたが、その後は減少傾向にあります。

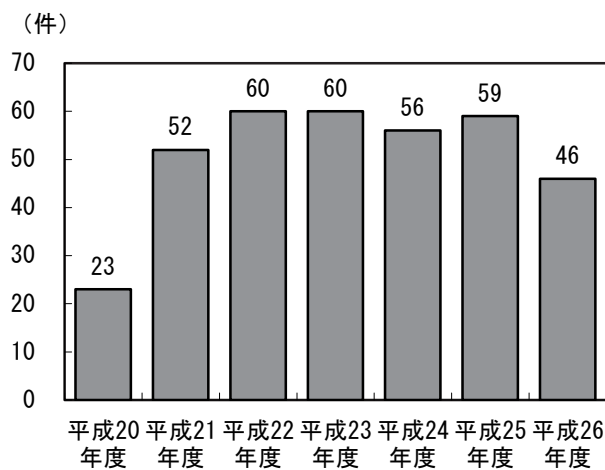
高等職業訓練促進給付金の支給件数は同じく平成21年度に大きく増加して、その後は横ばいでしたが平成26年度にはやや減少しています。

図 母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談者数



資料：東大阪市

図 高等職業訓練促進給付金支給件数



資料：東大阪市

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況等に応じた自立支援プログラムを策定しています。このプログラムの策定件数は平成 20 年度以降減少傾向にあります。

また、プログラム策定に加えて、ハローワークへの情報提供等、積極的な就職支援のつながりを展開して、相互の連携をはかって、自立促進に努めています。

表 プログラム策定事業の策定件数

単位（件）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
プログラム策 定件数	39	36	10	12	6	14	7

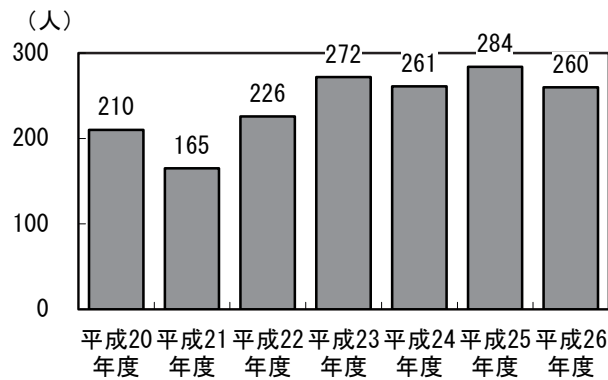
資料：東大阪市

(2) 施策の方向2 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭は保育所（園）や認定こども園等への優先入所があり、平成 23 年度以降は毎年 250 人以上が入所しており、保育所（園）への全入所人数の 1 割以上を占めています。

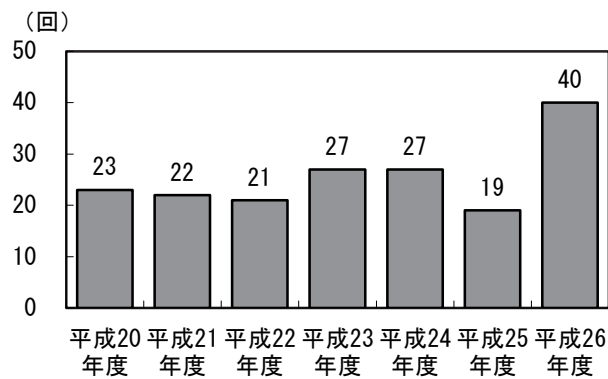
ひとり親家庭等日常生活支援事業は 20 回程度の利用が続いていましたが、平成 26 年度には 40 回と大きく利用が増加しました。

図 保育所（園）へ入所したひとり親家庭の子どもの人数



資料：東大阪市

図 ひとり親家庭等日常生活支援事業の派遣回数

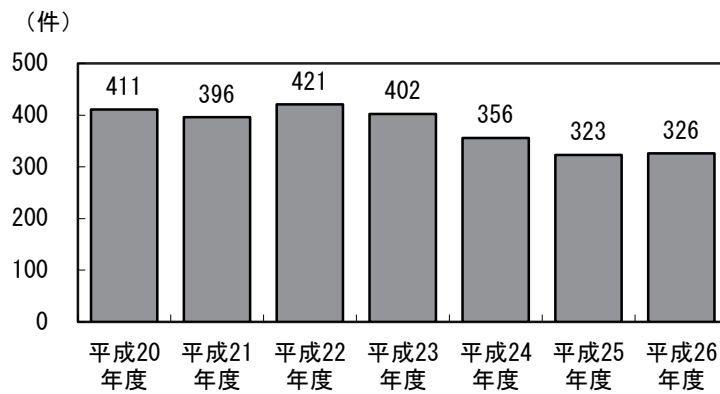


資料：東大阪市

(3) 施策の方向3 養育費確保の促進

市の法律相談における離婚に関する相談件数は、平成23年度以降減少傾向にあり、ここ数年は320件程度で推移しています。養育費に関しては、アンケート調査でも一度も受け取ったことがないという回答が多く、養育費の確保に向けての周知と啓発が必要な状況です。

図 市の法律相談における離婚に関する相談件数（参考）



資料：東大阪市

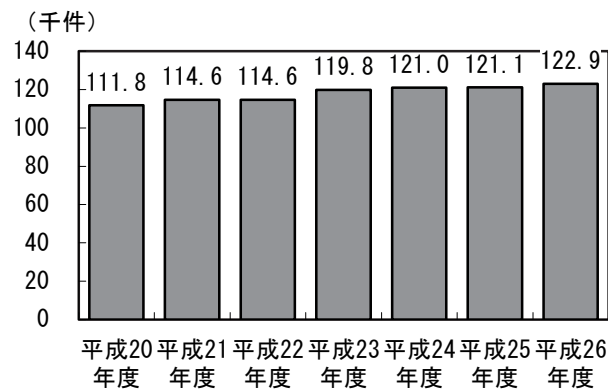
(4) 施策の方向4 経済的な支援

ひとり親家庭医療費の助成件数は増加傾向にあり、平成24年度以降は12万件を超えています。

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付件数は平成24年度に大きく増加し、平成25年度以降は130件を超えています。生活の安定や自立に向けての資金調達が困難なひとり親家庭の母・父や寡婦に対して福祉資金の果たす役割は大きく、貸付を必要としている人へは今後も情報の提供、制度の周知を図る必要があります。

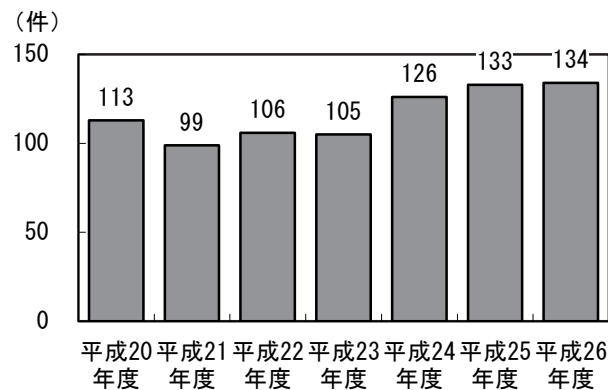
今後については、制度の隙間となる18歳以降の子どもたちや大学生に対する支援も検討していく必要が生じています。

図 ひとり親家庭医療費の助成件数



資料：東大阪市

図 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付件数（新規・継続含む）

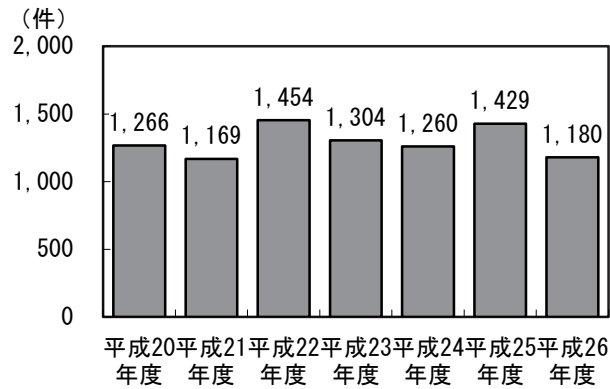


資料：東大阪市

(5) 施策の方向5 相談機能や情報提供の充実

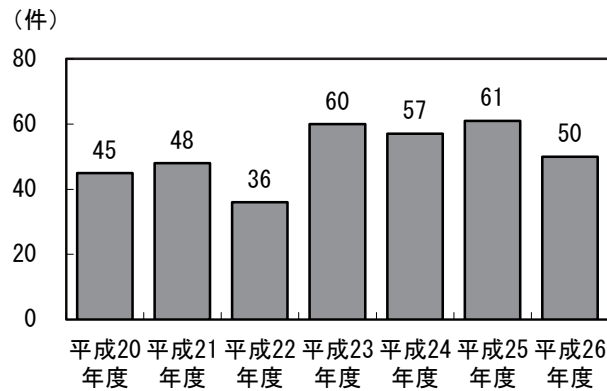
母子・父子自立支援員や母子福祉推進委員による相談件数に増減はありますが、ひとり親家庭の自立促進や孤立化を防ぐためにも相談員の必要性は増しており、より一層、相談窓口等の周知や機能強化が課題として考えられます。

図 母子・父子自立支援員による相談件数



資料：東大阪市

図 母子福祉推進委員による相談件数

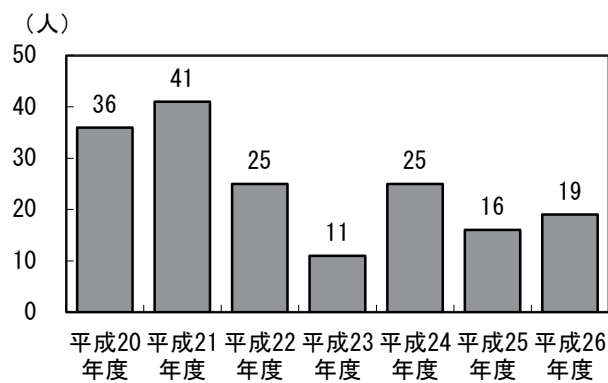


資料：東大阪市

(6) 施策の方向6 母子寡婦福祉団体等との連携強化

ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成のため、市及び東大阪市母子寡婦福祉会が実施している交流会の参加者数については平成21年度までは増加していましたが、その後は大きく減少する年もあり、現在は20人程度で推移しています。また、アンケート調査でも母子家庭の母、父子家庭の父ともに「話し相手や相談相手がいない」ことに悩んでいる人が増加しており、より気軽に参加できるような地域ごとの取り組み、自助グループ等への支援をすすめていく必要があります。

図 ひとり親家庭の交流会の参加者数



資料：東大阪市

3. ひとり親家庭を取り巻く現状と課題（アンケート調査結果より）

【結果概要】

① 世帯の状況

- ・平成 22 年の調査の結果に比べて母子家庭の母では年齢層が高め（40 歳以上の母子 54.5%→62.0%）となったが、父子家庭の父も同様の傾向（40 歳以上の父子 78.6%→78.7%）となっている。
- ・同居している家族は「本人と子ども」が減少（母子 80.3%→77.9%、父子 71.9%→70.7%）して、多世代居住（母子 17.2%→18.8%、父子 24.7%→25.7%）が増加している。
- ・ひとり親家庭になった理由として、父子家庭では「離婚」が増加（71.9%→76.0%）している。
- ・ひとり親家庭になる直前の最終学歴は、母子家庭の母では「高校卒業」（41.6%）が最も多く、次いで「専門学校・各種学校卒業（修了）」（15.2%）となっている。父子家庭の父では「高校卒業」（38.7%）が最も多く、次いで「大学・大学院卒業（修了）」（19.6%）となっている。

②就労状況

- ・母子家庭の母・父子家庭の父ともに「働いている」方（母子 80.2%→84.4%、父子 77.5%→89.3%）が増加している。
- ・母子家庭の母・父子家庭の父ともに「正社員」（母子 25.3%→33.1%、父子 47.2%→57.3%）が増加している。
- ・無職の方の最終学歴をみると、「中学校卒業」や「高校中退」が多くなっており、就業や就職に向けての技能や技術を身につけ、就職しやすくするための学び直しの支援が必要となっている。

③経済的状況

- ・年間総収入は母子家庭では「100 万円未満」（19.3%→17.0%）、「100 万円以上 200 万円未満」（37.0%→31.0%）は減少して、「200 万円以上 300 万円未満」（20.7%→26.3%）、「300 万円以上」（11.0%→14.4%）は増加している。父子家庭では「100 万円未満」（5.6%→7.6%）が増加して、「100 万円以上 200 万円未満」（15.8%→12.9%）、「200 万円以上 300 万円未満」（29.2%→14.6%）は減少、「300 万円以上」（40.3%→54.5%）は増加している。

④養育費について

- ・「一度も受け取ったことはない」方は母子家庭では 72.2%、父子家庭では 86.5%となっている。

⑤元配偶者と子どもとの面会交流について

- ・元配偶者と子どもの面会交流について「行ったことがない」方は母子家庭では 44.2%、父子家庭では 31.0%となっている。

⑥生活についての実感と心配事、悩み

- ・現在の生活の状況について母子家庭の母、父子家庭の父ともに「苦しい」（母子 45.6%、父子 33.3%）が最も多い。
- ・本人に関する悩みは母子家庭の母では「生活費が少ない」（63.2%）が最も多く、次いで「仕事に関すること」（37.9%）、「自分の時間が十分とれない」（30.7%）、「自分の健康状態がよく

ない」(29.4%)、「住宅に関すること」(27.0%)となっている。父子家庭の父では「生活費が少ない」(52.0%)が最も多く、次いで「仕事に関すること」(30.7%)、「借金がある」(27.6%)、「自分の時間が十分とれない」(27.6%)、続いて同率で「子育てや家事を手伝ってくれる人がいない」「話し相手や相談相手がいない」「自分の健康状態がよくない」(各19.6%)となっている。それぞれ「特に悩みのない」方(母子(4.7%→7.0%)、父子(5.6%→11.6%))は増加している。

- ・母子家庭では子どもに関する悩みについて子どもの成長や子育て等多くの項目で前回調査の結果よりも比率が増加しているが、父子家庭では「子育ての仕方に不安がある」方(18.0%→21.3%)や「子どもだけで留守番をさせることが多い」方(15.7%→20.0%)が増加している。子どもに関して「特に心配事や悩みはない」方は母子家庭の母では同水準(11.1%→11.4%)で推移しているが、父子家庭の父では増加(12.4%→18.2%)している。
- ・悩み事の相談相手が「特にいない」方は母子家庭の母では11.2%、父子家庭の父では19.6%であり、父子家庭の父に多くみられる。

【まとめ】

アンケート調査の結果からは、経済的・精神的に安定した世帯が増加傾向にあると見受けられる一方で生活が苦しい世帯は依然として多く、就労や経済的状況において困難性を抱えた世帯の実態が表出しています。

母子家庭の母や父子家庭の父の不安をみると、それぞれ前回調査の結果よりも不安を感じる人は減少しており、これまで市としてひとり親家庭の施策を推進してきた成果が表れていると考えられます。しかしながら、母子家庭の母の結果をみると、悩みのある人の中には本人に関する生活・仕事・健康に加えて子どもの教育・進学・将来・健康面の不安を感じる人が増えており、問題を複合的に抱えた世帯の増加がうかがえます。また父子家庭の父では母子家庭の母と比べて、生活・仕事に続いて自身の健康や相談相手がいないことに不安を感じている人が多く、また悩みを抱えている人の中では、子育て自体に不安を感じている人が前回調査結果よりも増加傾向となっています。

このように、ひとり親家庭の置かれている状況には改善傾向が見受けられるものの、問題を抱えている場合にはその課題が複合的でより困難な状況に陥っていることが危惧されます。このような中で施策の方向性としては引き続き就業自立を目指す一方で、課題の複合化や生活の苦しさ、子どもへの影響(貧困の連鎖等)、父子家庭での子育て不安等にも考慮して、それぞれの状況に合わせたきめ細やかな支援がより一層求められていると考えます。